

令和4年度 主要重点施策の上期における実施状況等

～ 令和4年度 第1回岩手地方労働審議会資料 ～

| | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | 雇用維持・労働移動等に向けた支援、ハローワークの支援の充実 | 2～4 |
| 2 | 多様な人材の活躍支援 | 5～14 |
| 3 | 誰もが働きやすい職場づくり | 15～30 |
| 4 | 広報の取組みについて | 31 |

注) 1 表の右肩の丸で囲んだ数字は、「令和4年度行政運営方針」の該当ページを表す。

注) 2 特にことわりのない場合は令和4年9月末現在の数値。

岩手労働局

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援、ハローワークの支援の充実

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

P 7

(1)雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

雇用調整助成金等の特例措置は、現在も継続し実施されており、多くの事業所が活用し雇用の維持が図られている。

令和4年4月～9月 支給状況（特例措置期間中の累計）

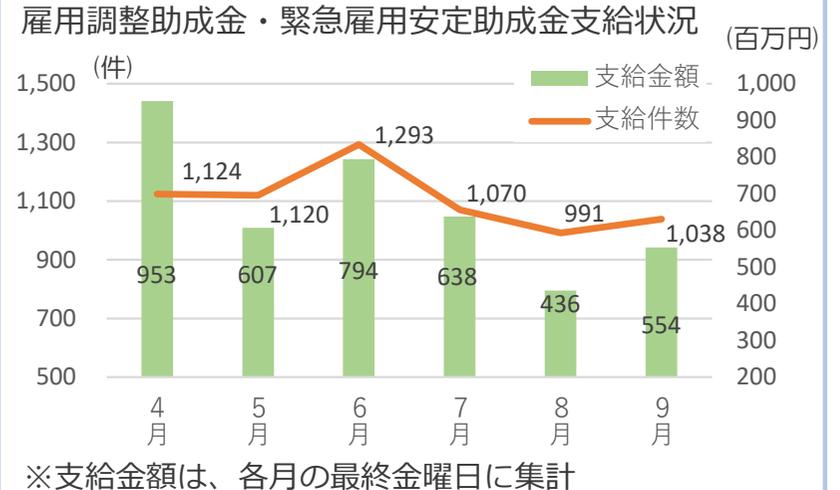
| | | |
|-----------|-----------------|-------------|
| 雇用調整助成金 | 5,425件(33,945件) | 38億円(292億円) |
| 緊急雇用安定助成金 | 1,211件(8,110件) | 1億円(11億円) |

(2)産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により雇用の維持を行う場合に、出向元と出向先の双方の事業主を助成する産業雇用安定助成金の周知を行う他、関係機関との連携した結果、在籍型出向件数は徐々に増加している。

令和4年4月～9月 支給状況（R3.2のからの累計）

| | | |
|-----------|----------|-------------|
| 産業雇用安定助成金 | 23件(45件) | 9百万円(26百万円) |
|-----------|----------|-------------|



令和4年4月～9月 産業雇用安定助成金計画届受理状況（R3.2のからの累計）

| 出向労働者数 | 出向元事業所数 | 出向先事業所数 |
|----------|---------|---------|
| 19人(44人) | 6社(14社) | 8社(17社) |

上期における実施状況

- (1) 特例措置を延長する都度、記者懇談会等による周知を行っているほか、産業雇用安定助成金を含めた説明会を7月19日に実施した。
- (2) 上記説明会を実施した他、毎月、産業雇用安定センターとの業務打合せを実施した。

下期への対応

- (1) 上期同様周知活動を行っていく他、下期についても産業雇用安定助成金を含めた説明会を実施する。
- (2) 上記説明会を実施する他、岩手県在籍型出向等支援協議会を開催し、各構成員間の情報集約や産業雇用安定助成金の周知啓発を行う。

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援、ハローワークの支援の充実

2 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

P7

(1) 医療介護分野のマッチング促進

人材確保対策コーナーと関係機関の連携による人材確保支援

令和4年度人材不足分野の職業別就職件数

| | 4~9月まで | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 計 | |
|------|--------|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
| | 有効求人倍率 | 就職件数(常用フルタイム) | | | | | | | 就職件数 |
| 総計 | 2.26 | 413 | 407 | 478 | 367 | 393 | 402 | 2,460 | |
| 医療関係 | 2.02 | 50 | 57 | 82 | 45 | 47 | 67 | 348 | |
| 介護関係 | 2.09 | 167 | 136 | 182 | 155 | 170 | 136 | 946 | |
| 保育関係 | 1.13 | 20 | 30 | 24 | 25 | 12 | 30 | 141 | |
| 建設分野 | 3.15 | 69 | 69 | 73 | 55 | 72 | 62 | 400 | |
| 警備分野 | 4.79 | 35 | 37 | 38 | 24 | 31 | 44 | 209 | |
| 運輸分野 | 1.53 | 72 | 78 | 79 | 63 | 61 | 63 | 416 | |

(2) 建設・警備・運輸分野の求人充足対策

令和4年9月末まで

| 分類 | 職業(小分類) | 月間有効 求人数 | 月間有効 求職者数 | 有効 求人倍率 |
|------|---------------|-------------|--------------|------------|
| 建設分野 | 09建築・土木技術者等 | 4,218 | 1,026 | 4.11 |
| | 70建設躯体工事の職業 | 1,665 | 348 | 4.78 |
| | 71建設の職業 | 2,626 | 905 | 2.90 |
| | 72電気工事の職業 | 1,257 | 411 | 3.06 |
| | 73土木の職業 | 4,309 | 1,780 | 2.42 |
| 警備分野 | 453警備員 | 1,764 | 810 | 2.18 |
| | 459他に分類されない保安 | 3,147 | 215 | 14.64 |
| 運輸分野 | 66自動車運転の職業 | 6,208 | 4,049 | 1.53 |

下期への対応

○福祉の仕事就職フェア、介護就職ディの開催

人材確保対策コーナーで「福祉のしごと就職フェア」を開催する。県内各ハローワークでは関係団体と連携し「介護就職ディ」と称した福祉関係就職面接会を実施する。

○職業訓練等の受講あっせん

人材不足分野の職種に関心を持っているものの、現在有する技能、経験等では就職が難しい状況にある者に対しては、積極的に関連する職業訓練に誘導する。

上期における実施状況

○医療福祉分野に対する取り組み

長引くコロナウイルス感染症の影響により医療・福祉分野では人手不足が深刻化していることから、積極的に企業説明会や就職相談会を実施

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援、ハローワークの支援の充実

3 ハローワークの再就職支援の充実

P 8

(1) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

利用者の利便性を向上し、ハローワークの支援により就職促進を図るため、求職者マイページの開設促進やオンライン職業相談等の活用を進めている。

(2) 職業訓練の活用

新型コロナにより雇用への影響が長期化する中、求職者へ職業訓練の受講を積極的に促し、身につけた技能・知識を活かした再就職の支援を行っている。

(3) 地域雇用の課題に対応した雇用対策を実現するための県、市町村の取組（U・Iターン、被災地支援等）の支援、連携

雇用対策協定は、岩手県(H26.3)並びに北上市(H28.3)と締結し、一体的実施事業は、岩手県(H24.3)と盛岡市(H25.9)と協定し運営している。

上期における実施状況

- (1)求職者のオンライン利用率は21.2%（前年9月よりサービス開始）
- (2)公的職業訓練受講者は1,132人、対前年同月比3.9%増加
- (3)雇用対策協定及び一体的事業とも協議会等で目標値を設定

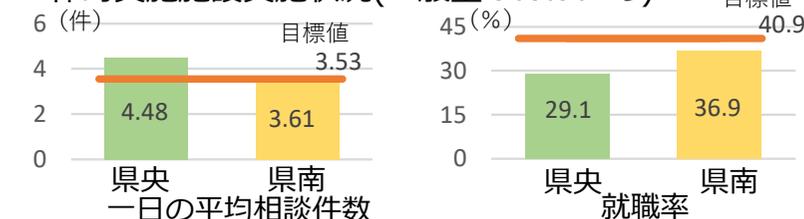
公的職業訓練における受講者数の状況

| | 令和3年度 (4月～9月) | 令和4年度 (4月～9月) | 対前年 同期比 |
|---------|------------------|------------------|------------|
| 公共職業訓練 | 984人 | 958人 | ▲2.6% |
| 求職者支援訓練 | 106人 | 174人 | +64.2% |
| 合計 | 1,090人 | 1,132人 | +3.9% |

一体的実施事業とは・・・

希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施する事業で、一般型は岩手県【県央（盛岡市）・県南（奥州市）】と、生保型は盛岡市と協定し施設を設置している。

一体的実施施設実施状況(一般型：R4.4～9)



下期への対応

- (1)引き続き求職者マイページの開設促進を進める。
- (2)公的職業訓練の受講者数が対前年比増加、引き続きハローワークでの周知、Twitter、Facebookの発信による周知を強化する。
- (3)一体的実施事業（一般型）の目標達成のため、計画を作成し実施する。

2 多様な人材の活躍支援

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

P 11~12

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

●次世代育成支援対策推進法の施行状況

■一般事業主行動計画届出状況（9月末）

| 企業規模 | 届出数 |
|--------------|---------------|
| 101人以上（義務） | 449社（届出率100%） |
| 100人以下（努力義務） | 672社 |

■認定状況【くるみん】（9月末）

| 企業規模 | 認定数(累計) |
|--------|---------|
| 101人以上 | 4社（31社） |
| 100人以下 | 1社（15社） |

■【プラチナくるみん】（9月末）

| 企業規模 | 認定数(累計) |
|--------|---------|
| 101人以上 | 0社（3社） |



●育児・介護休業法に基づく行政指導状況

■育児関係（9月末）

| 内容 | 回数 |
|-----------------|----|
| 育児休業 | 20 |
| 子の看護休暇 | 13 |
| 育児休業等に関するハラスメント | 10 |
| 休業期間等の通知 | 10 |
| その他 | 33 |
| 合計 | 86 |

■介護関係（9月末）

| 内容 | 回数 |
|-----------------|----|
| 介護休業 | 22 |
| 介護休暇 | 13 |
| 介護休業等に関するハラスメント | 10 |
| 勤務時間短縮等措置 | 6 |
| その他 | 1 |
| 合計 | 52 |

上期における実施状況

- 令和4年4月から段階的に施行される育児・介護休業法の改正について、企業向けオンライン説明会を開催し周知に努めた（7月2回実施、9月3回実施）。
- 男性が仕事と育児を両立できる環境整備等を支援する両立支援等助成金の申請状況（9月末）については以下のとおり。
申請受理件数85件(125件) 支給決定件数87件(112件)（）内は前年同期
- 新型コロナウイルス感染症に対する小学校休業等対応助成金の申請状況（9月末）については以下のとおり。
申請件数2,824件 支給決定件数2,361件
（東北第1位）

下期への対応

- 引き続き育児・介護休業法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行う。
- 引き続き「くるみん・プラチナくるみん」認定の取得促進及び「トライくるみん」の周知に努める。
- 両立支援等助成金の適切な周知及び審査に努める。

2 多様な人材の活躍支援

1 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

P 12~13

(2) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

●女性活躍推進法の施行状況

■一般事業主行動計画届出状況（9月末）

| 企業規模 | 届出数 |
|--------------|---------------|
| 101人以上（義務） | 449社（届出率100%） |
| 100人以下（努力義務） | 178社 |

■認定状況【えるぼし】（9月末）

| 企業規模 | 認定数（累計） |
|--------|---------|
| 101人以上 | 2社（17社） |
| 100人以下 | 0社（7社） |

■認定状況【プラチナえるぼし】（9月末）

| 企業規模 | 認定数（累計） |
|--------|---------|
| 101人以下 | 0社（1社） |

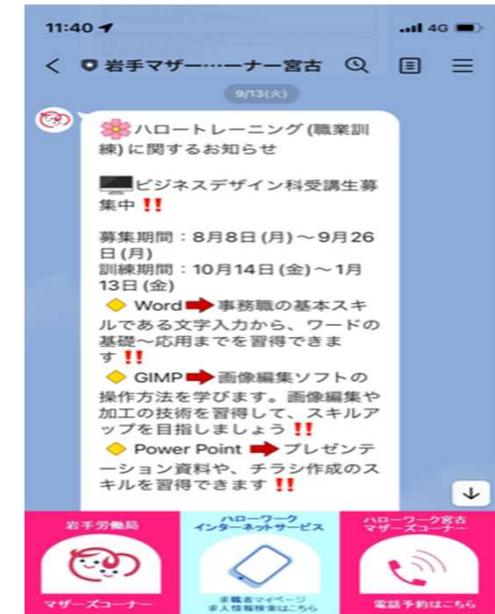
●男女雇用機会均等法に基づく行政指導状況（9月末）

| 内容 | 回数 |
|------------------|----|
| 妊娠・出産等に関するハラスメント | 8 |
| セクシュアルハラスメント | 6 |
| 母性健康管理 | 2 |
| その他 | 11 |
| 合計 | 27 |



(3) ハローワークのマザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援

●LINEを活用しての情報発信



上期における実施状況

- 一般事業主行動計画届出について、令和4年4月から新たに義務化となった常用労働者101人以上300人以下の334事業所に対し個別の働きかけを行い、5月末日までに届出率100%を達成した。
- マザーズコーナー就職支援ナビゲーターと求人者支援員連携による仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓（該当求人数、コーナー設置所1,486人・未設置所622人、第二四半期実績）

下期への対応

- 引き続き男女雇用機会均等法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行う。
- 引き続き「えるぼし・プラチナえるぼし」認定の取得促進のため周知に努める。
- LINE活用にて情報提供を行うマザーズコーナーの拡充（下期に盛岡・一関・水沢の各コーナーにてアカウントを取得予定。）

2 非正規雇用労働者等への支援

(1) 若者への就職支援

① 学校等との連携強化

就職支援ナビゲーターによる学校への出張相談

| 出張相談回数 | 学生相談人数 |
|--------|--------|
| 178回 | 496人 |

新卒応援ハローワーク実績
(令和4年9月末現在)

② ユースエール認定企業の広報活動



上期における実施状況

- 若年者地域連携事業によるセミナー等実施
- ユースエール認定企業について紹介冊子や若者雇用促進総合サイトにてPR（一部動画有り）
- わかもの支援コーナーでは、フリーター層を含む若年者に対し、35歳未満向けセミナー、担当制相談、オンライン相談等の支援を実施

③ フリーター支援

| 新規求職者数 | 就職者数 |
|--------|------|
| 2,831人 | 701人 |

④ 若年無業者への支援

(令和4年9月末現在)

◇サポステの取扱実績 (令和4年9月末時点)

| | 実績 |
|----------|--------|
| 新規登録者数 | 167人 |
| 総利用者数 | 5,236人 |
| 相談件数 | 2,541件 |
| 就職者数 (※) | 107人 |

(※) 雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへ移行者を含む

下期への対応

- ユースエール認定企業の新規認定のため、周知を実施する（最新版の冊子の作成）。
- 若年者の職場定着のためのセミナー等を開催する（高校内定者向けのセミナー）。
- 学校と連携した未内定者支援を実施する。
- 無業者のサポステへの誘導・利用の周知を行う。

2 多様な人材の活躍支援

2 非正規雇用労働者等への支援

P 13~14

(2) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

- 常設窓口（盛岡市役所：就労支援コーナー）設置
- 各福祉事務所等への巡回相談
- 出張ハローワーク
ひとり親全力サポートキャンペーン

➡ 地方公共団体と連携したチーム支援を実施

(3) 同一労働同一賃金など雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

| 派遣元事業主から提出された労使協定書数 | 点検に基づく指導件数 |
|---------------------|------------|
| 75件（令和3年度） | 67件（令和3年度） |

上期における実施状況

- 福祉事務所とハローワークからなる就労支援チームによる就労支援プランの作成（プラン作成件数536件、就職件数355件 ※9月末現在）
- 支援チームによる「生保受給者等受け入れ可能求人」の開拓（開拓求人数368人、9月末現在）
- 派遣元事業主の労使協定書を全数点検 56件

厚生労働省
岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和4年7月29日（金）

【照会先】
岩手労働局職業安定部職業安定課
課長 山形 伸一
課長補佐 藤井 崇
電話019-604-3004

「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」

9安定所管内において臨時相談窓口を開設します

岩手労働局管内のハローワークでは、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、ハローワークが地方公共団体の施設内等に臨時窓口を設置する取り組みを行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

下期への対応

- 対象者支援メニュー「職場体験講習」の積極的な実施（令和4年度実施計画数11件、うち9月末まで実施件数3件）
- 「すまい・生活・しごと総合サポート（ハローワーク・ワンストップ窓口）」利用者を求職者支援訓練への誘導
- 労使協定書の点検結果に基づき指導を実施

2 多様な人材の活躍支援

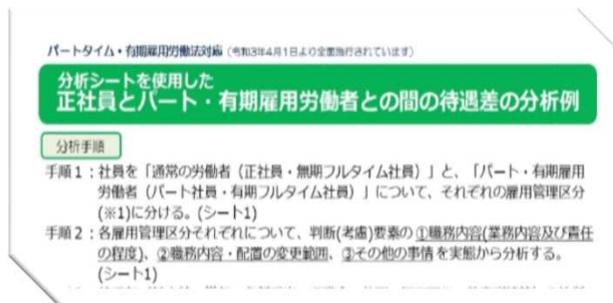
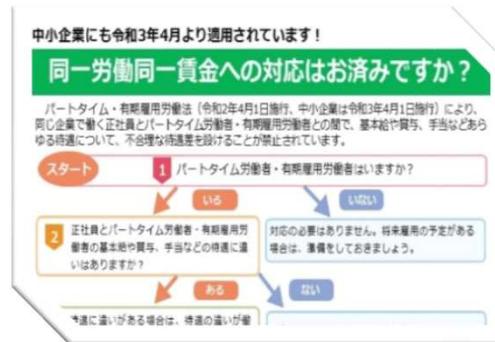
2 非正規雇用労働者等への支援

P 14

(3) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

●パートタイム・有期雇用労働法に基づく行政指導状況（9月末現在）

| 内 容 | 助言件数 |
|-------------|------|
| 事業主等に対する援助 | 25 |
| 労働条件の文書交付等 | 8 |
| 通常の労働者への転換 | 6 |
| 短時間・有期雇用管理者 | 6 |
| その他 | 11 |
| 合 計 | 56 |



厚生労働省 岩手労働局 委託事業

岩手働き方改革推進支援センター
令和4年7月無料WEBセミナーのご案内

働き方改革を推進するための無料セミナー開催！
開催時間は全て14:00～14:45（約45分間）です。

～令和4年度法改正～ 今、企業が準備すべきこと

社員が妊娠、まず会社がやるべきことは？

■日程：7/6（水）

パート・契約社員を雇用している企業に必要な対策

何から手を付ければ良い？同一労働同一賃金
～点検シートを活用しよう～

■日程：7/13（水）

■日程：8/3（水）

パート・契約社員を雇用している企業に必要な対策

定年再雇用（継続雇用制度）と同一労働同一賃金

■日程：8/10（水）

企業経営に必要な労働時間管理

労働時間の適正把握のためのガイドラインを学ぼう

■日程：8/24（水）

みんなでなくそう！ハラスメント

従業員からパワハラ被害があった旨の報告を受けた場合の対応方法

■日程：8/31（水）

上期における実施状況

- パート・有期法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行った。
- 処遇改善に向けて取り組む事業主に対し、岩手働き方改革推進支援センターによるオンラインセミナーや事業場訪問によるコンサルティングの実施など創意工夫した支援を実施した。

下期への対応

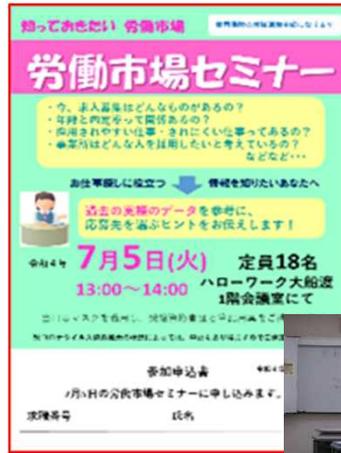
- 引き続きパート・有期法に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行う。
- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、オンラインセミナーの更なる周知や業種別団体に対する継続的な支援及び事業主からの相談へのフォローアップなど引き続ききめ細やかな支援による活動を展開する。

3 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム支援による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

- ・ 各種セミナー及び面接会等を、就職氷河期世代専門窓口を設置している盛岡所を中心に、県内各所にて開催
- ・ 定期的に経済団体を訪問し情報収集を行うことで、氷河期世代の採用に積極的な企業を把握、企業面談会や見学会等のイベント開催に係る協力を依頼

- ・ 「就職氷河期世代専門窓口通信」を定期的に作成し就職氷河期世代求職者に対し配布、各種イベントの実施状況を求職者等にお知らせするとともに、次回のイベントへ求職者を誘導する資料として有効活用



就職氷河期世代求職者の新規求職申込件数と正社員就職件数

| 令和4年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 累計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 新規求職申込件数 | 589 | 522 | 509 | 438 | 453 | 495 | 3,006 |
| 正社員就職件数 | 122 | 99 | 134 | 95 | 95 | 119 | 664 |

就職氷河期世代専門窓口実績 (ハローワーク盛岡菜園庁舎)

| 令和4年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 累計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|
| 新規登録者数 | 50 | 48 | 51 | 36 | 35 | 55 | 275 |
| 就職件数 | 28 | 23 | 26 | 22 | 16 | 19 | 134 |

上期における実施状況

○ 就職氷河期世代専門窓口を設置している盛岡所において、就職氷河期世代求職者が出席可能な各種セミナー及び面接会等を積極的に開催（セミナー開催実績：9月末日まで69回）

下期への対応

- 各ハローワークでの就職氷河期世代「限定・歓迎求人」の開拓とその充足対策に注力する。
- チーム支援対象者の確保と的確な支援プランの作成、助成金や職場実習体験の活用に取り組む。

2 多様な人材の活躍支援

3 就職氷河期世代の活躍支援

P 15

(2) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援

構成機関

国・県・労使団体・支援団体等
→各取組みを実施

参画

共有

PF会議

目標設定・連携
(労働局が事務局)

【主催】 岩手労働局 就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事務局 共催 【共催】 いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

オンライン開催 (参加無料)

ミドル人材の採用・戦力化を考える企業向けフォーラム

6月23日(木) 14:00-16:30 [zoom]

中途採用者の活躍に向けて -組織適応を促す「オンボーディング」のススメ-

- ・中途採用者は新たな環境で働いているのか
- ・中途採用者の「オンボーディング」の進め方
- ・組織再編期の促進に向けて経営者や人事担当者が取り組むべきこと

甲南大学経営学部教授 尾形 真実哉氏

【1】 講演 企業家

【2】 情報交換

- ・明日から実践！自社のオンボーディングを考える
- ・就職氷河期世代の活躍支援について (岩手労働局)

参加対象： 県内企業の経営者・採用担当者 および就職氷河期世代の就労支援や企業の採用支援に関する担当者
実施形式： オンラインで実施 (zoomのミーティング機能を使用します)

上期における実施状況

○県内の労使団体や関係機関からなる「いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」会議を開催し、支援の情報共有を図った。
(令和4年6月27日)

○企業向けオンラインセミナーの開催（6月28日開催、22社参加）「ミドル人材の採用・戦力化を考える企業向けフォーラム」

(3) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

セミナー周知

ホームページ掲載

助成金の活用プランを示しての「限定・歓迎求人」の開拓

「職場実習・体験」の活用
※結果を確認し、正社員雇用等を事業所に提案



特定求職者雇用開発助成金
トライアル雇用助成金の活用

下期への対応

○定期的な経済団体訪問による情報収集により就職氷河期世代求職者採用に積極的な企業を把握、企業面談会や見学会等の各種イベントを経済団体と共催にて開催

○職場・実習体験を盛岡地区以外の県全域へ展開していくため、受け入れ事業所の開拓を実施。

2 多様な人材の活躍支援

4 高齢者の就労・社会参加の推進

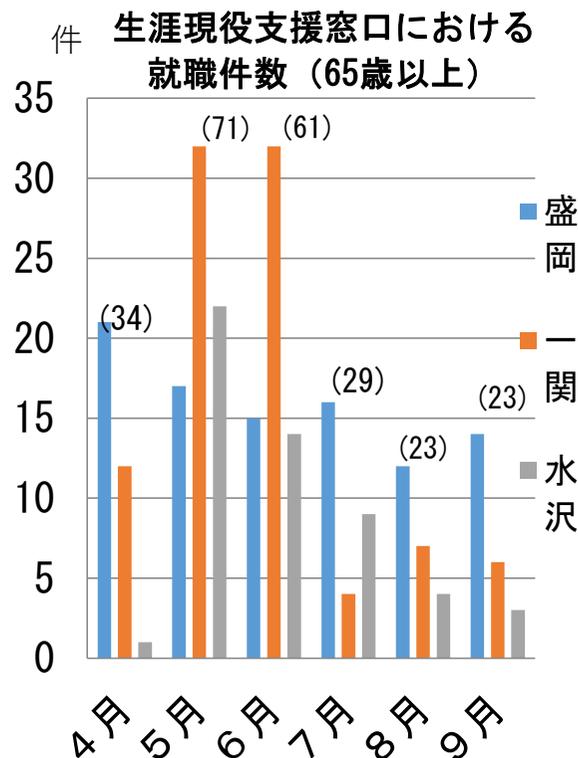
P 15

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備 や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

- 70歳までの就業機会を確保するために就業規則を改正する場合、「65歳超雇用推進助成金」の活用について窓口等で周知した。

(2) ハローワークの生涯現役支援窓口などでのマ ッチング支援

- 高齢の求職者に対して、生涯現役支援窓口の利用登録を勧奨し、登録者に対して積極的に求人情報を提供してマッチング支援を行った。
- 生涯現役支援窓口が主体となって、高齢求職者向け（55歳以上）の就職支援セミナーを定期的に開催した。



※（ ）は盛岡、一関、水沢の合計



上期における実施状況

- 生涯現役支援窓口（盛岡、一関、水沢）におけるマッチング支援・・・65歳以上の就職件数 241件
- 多様な就業ニーズに応えるため、「高齢者求職者向け就職支援セミナー」の開催・・・16回開催、187名参加（うち65歳以上は49名参加）

下期への対応

- 生涯現役支援窓口（盛岡、一関、水沢）において引き続き重点的なマッチング支援を行う。
- 「働く高齢労働者に配慮した職場づくり」（岩手労働局、高障求機構岩手支部主催）支援セミナーで「岩手県の高齢者雇用状況」について説明する。

2 多様な人材の活躍支援

5 障害者の就労促進

P 16

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇い入れ支援等

新たに障害者雇用ゼロ企業 7 社を選定し、集中的に雇入れ支援を行った。

未達成企業一覧を作成し、雇用率達成指導を行った。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

精神障害者雇用トータルサポーター」「発達障害者雇用トータルサポーター」「難病患者就職サポーター」を中心に、出張相談等きめ細かな支援を行った。

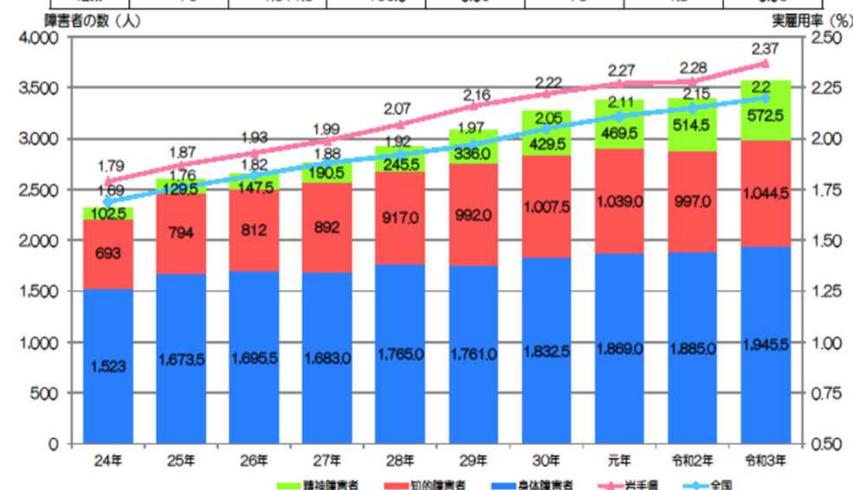
(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

法定雇用率未達成の岩手県知事部局、岩手県医療局の 2 機関を昨年 1 2 月に訪問し、要請を行った。

岩手県における障害者雇用状況の集計結果 (令和 3 年 6 月 1 日現在)

○ 民間企業の実雇用率は 2.37%、障害者雇用者数は 3,562.5 人、ともに過去最高を更新。

| | 報告対象 企業数 | 算定基礎 労働者数 (人) | 障害者 雇用数 (人) | 実雇用率 (%) | 法定雇用率 達成企業数 | 法定雇用率 達成割合 (%) | 実雇用率 (全国) (%) |
|-----|-------------|---------------------|-------------------|-------------|----------------|----------------------|---------------------|
| 3年度 | 1,066 | 150,558.0 | 3,562.5 | 2.37 | 627 | 58.8 | 2.20 |
| 2年度 | 1,021 | 149,246.5 | 3,396.5 | 2.28 | 582 | 57.0 | 2.15 |
| 増減 | 45 | 1,311.5 | 166.0 | 0.09 | 45 | 1.8 | 0.05 |



上期における実施状況

- 関係機関とのチーム支援を実施した (36件)。
- 各サポーターの支援終了者 32 人のうち、6 月未までに 21 人就職した。
- 公務部門においては、法定雇用率未達成の 14 機関のうち 6 月末現在で 8 機関達成した。

下期への対応

- 障害者ゼロ企業に訪問指導を行い、チーム支援について説明し、解消に向け積極的に支援する。
- 各サポーターの支援内容を周知する。
- 未達成 6 機関に加え、今年度の報告により把握した 7 機関に対し、早期達成に向けた訪問指導等を実施する。

2 多様な人材の活躍支援

6 外国人に対する支援

P 16

(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

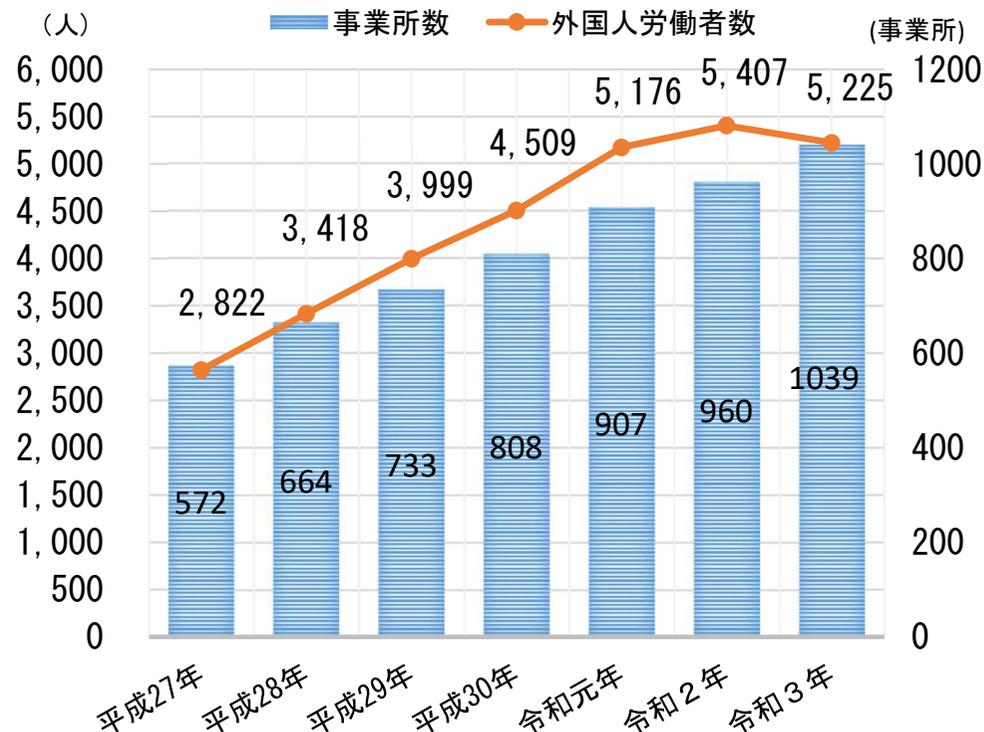
- 「外国人労働者の人事・労務支援ツール」（多言語による説明、文化ギャップの理解に役立つツール）の活用について周知した。
- 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備コース）の活用について周知した。

(2) 外国人労働者の労働条件の相談、支援体制の整備

- 「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」について周知した。
- 「職場のあんぜんサイト」に掲載した安全衛生教育用視聴覚教材等の活用について周知した。

外国人雇用事業所数および

外国人労働者数の推移



上期における実施状況

- ハローワーク職員による外国人雇用事業所訪問、雇用管理改善に関する指導 79事業所
- 外国人労働者問題啓発月間（6月）において、事業所・監理団体等に対して外国人雇用に関するルールの周知・啓発

下期への対応

- ハローワーク職員による継続指導等のほか外国人雇用管理アドバイザー（委嘱）による外国人雇用事業所訪問、雇用管理改善に関する指導・援助を行う。
- 「外国人雇用に関する事業主説明会」を開催して「外国人労働者の雇用管理」について説明する。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 18~20

長時間労働の是正等の取組 (9月末)

| 上半期の監督実績 | 監督件数 | 違反件数 | 違反率 |
|----------|------|------|-------|
| 全体 | 809 | 447 | 55.3% |
| 長時間労働対策 | 37 | 27 | 73.0% |
| 労災請求 | 2 | 1 | 50.0% |
| 労働条件確保対策 | 131 | 100 | 76.3% |

岩手会場
過労死等防止対策推進シンポジウム
 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
 近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の辛い心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
 本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。
日時
 2022年11月8日(火)
 13:30~16:00 (受付13:00~)
参加無料
 事前申込
会場
 岩手教育会館 2階 多目的ホール
 (盛岡市大東一丁目1-16)
 新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じています。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染状況次第により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。
 厚生労働省 岩手労働局 岩手労働センター 岩手労働局労働安全センター 岩手労働局労働安全センター 岩手労働局労働安全センター
 主催：厚生労働省 後援：岩手県、盛岡市
 協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死予防関係全国連絡会議、岩手県労働者協会、岩手県経営者協会、連合岩手、いわて労連、岩手県教職員組合、働く者の生命・健康を守る会、岩手県医師会、岩手県予備医師会、岩手県看護協会、岩手県労働者センター、岩手労働局労働安全センター

働き方改革関連法に関するハンドブック
 時間外労働の上限規制等について
 その働き方、見直しましょう
 ～一億総活躍社会の実現に向けて～
 2019年4月から、全ての使用者に対して「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務付けられます。
年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説
 2019年4月施行
 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

- ### 上期における実施状況
- ① 新型コロナウイルス感染防止対策を講じつつ、令和4年度は、上記表のとおり長時間労働が疑われる事業場に対して監督指導を実施した。
 - ② 労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施した。
 - ③ 36協定の適正化に向け、36協定届出事業場に対して窓口指導を実施した。
 - ④ 監督指導において、年次有給休暇の取得促進、しわ寄せ防止対策について確認を行い必要な指導を行った。(年次有給休暇に関する指導25件、しわ寄せ防止対策に基づく通報0件)

- ### 下期への対応
- 引き続き、長時間労働が疑われる事業場、労災請求が行われた事業場に対する監督指導、36協定届出時の窓口指導、年次有給休暇の取得促進、しわ寄せ防止対策に係る指導を実施する。また、36協定未届事業場を対象とするセミナーを開催する。
 - 11月のしわ寄せ防止キャンペーン月間には、記者発表、局HPへの記載等のほか、労使団体等の関係団体、関係行政機関に対して周知についての協力依頼を行う。
 - 11月の過労死等防止啓発月間には、過重労働が疑われる事業場に対する監督指導、労働局長によるベストプラクティス企業訪問、過労死等防止対策推進シンポジウム、全国一斉過重労働解消相談ダイヤル等を実施する。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 18

長時間の抑制

岩手働き方改革推進支援センターの活動



こんなことで悩んでいませんか？ぜひお気軽にご相談ください。

- 残業を減らしたい
- 36協定の作り方を知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- 同一労働同一賃金への対応はどのようにすればよいのか
- 就業規則を見直したい
- 雇員が上っているが、どう対応したらよいのか
- 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- テレワークへの対応はどのようにすればよいのか
- 助成金を利用したいが、使い方が分からない

ご利用いただけるサービス

- 来庁相談・電話相談
- メール相談
- 企業への訪問相談サービス
- セミナー開催



岩手働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労働管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

| 活動内容 | 令和4年9月末 |
|--------|---------|
| 個別訪問支援 | 65 |
| 出張相談 | 56 |
| セミナー | 17 |
| 電話等の相談 | 85 |

働き方改革推進支援助成金

| | 令和4年9月末 | | 令和3年9月末 | | 令和3年度計 | |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 交付申請 件数 | 交付決定 件数 | 交付申請 件数 | 交付決定 件数 | 交付申請 件数 | 交付決定 件数 |
| 労働時間短縮・年 休促進支援コース | 40 | 25 | 83 | 56 | 102 | 102 |
| 業務間インターバ ル導入コース | 2 | 0 | 3 | 3 | 5 | 5 |
| 労働時間適正管理 推進コース | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 団体推進コース | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 |

上期における実施状況

- 岩手働き方改革推進支援センターでは、新型コロナウイルス感染防止対策をほどこしながらの窓口相談や訪問支援の他、HPによる周知広報やZoomを活用したオンラインセミナーなど創意工夫した活動を展開した。
- 助成金制度を活用した働き方改革の推進を図るため、岩手労働局HPへの掲載や経営者団体・業種別団体等4団体を訪問により岩手働き方改革推進支援センター及び助成金制度の活用促進を図った。

下期への対応

- 岩手働き方改革推進支援センター事業については、経営者団体・業種別団体等とのタイアップによる対面式セミナーの開催やオンラインセミナーの更なる周知など引き続ききめ細かな支援による活動を展開する。
- 助成金制度については、引き続き制度の周知を行い活用促進に努める。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 20~21

法定労働条件の確保・改善対策及び安全衛生対策(9月末)

| 上半期の監督実績 | 監督件数 | 違反件数 | 違反率 |
|----------|------|------|--------|
| 自動車運転者 | 18 | 15 | 83.3% |
| 外国人・実習生 | 12 | 11 | 91.7% |
| 労災かくし | 3 | 3 | 100.0% |
| 安全衛生対策 | 362 | 267 | 73.8% |

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(以下、「パートナーシップパッケージ」と表記)

- ①「賃金引上げに向けた取組について」交付 569件
- ②公正取引委員会・中小企業庁・国土交通省への通報 0件
(9月末) (確認シート交付 165件)

上期における実施状況

- ① 基本的な労働条件確保に向けた監督指導を実施した。
- ② 外国人・技能実習生、自動車運転者等、特定分野における労働条件確保対策、また、労災かくしの排除に向けた監督指導を実施した。
- ③ 工場、建設現場等における機械・設備や化学物質、作業環境等の安全衛生対策の状況を主眼にした監督指導を実施した。
- ④ パートナーシップパッケージに基づいて、賃金引上げに向けた環境整備、「買ったたき」等が疑われる事案に係る通報制度の周知等を行った。
- ⑤ 学生を対象とした労働法令セミナーを実施した。
(上半期3回実施)



岩手労働局

下期への対応

- 引き続き、特定労働分野を含め、中小企業のおかれた状況に配慮しつつ、基本的な労働条件確保及び安全衛生対策に係る監督指導を実施するほか、労災かくし事案については、司法処分も含め厳正に対処する。
- 働き方改革関連法に関して、①令和5年4月からの月60時間超の時間外労働に対する50%以上の割増賃金支払い、②令和6年4月からの自動車運転者、医師、建設業に係る時間外労働の上限規制の適用の周知については、「労働時間相談・支援班」による積極的な訪問支援や集中的な説明会等を実施するほか、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、パートナーシップパッケージに基づいて確実な取組を行う。
- 大学生・高校生等を対象とした労働法令セミナーを実施するとともに「労働条件相談ほっとライン」、「確かめよう労働条件」等を周知する。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

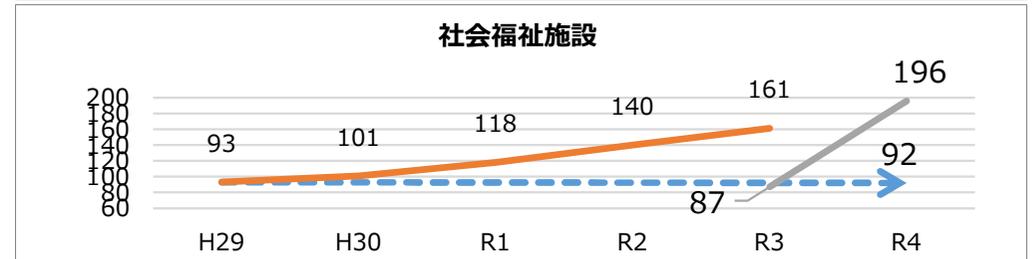
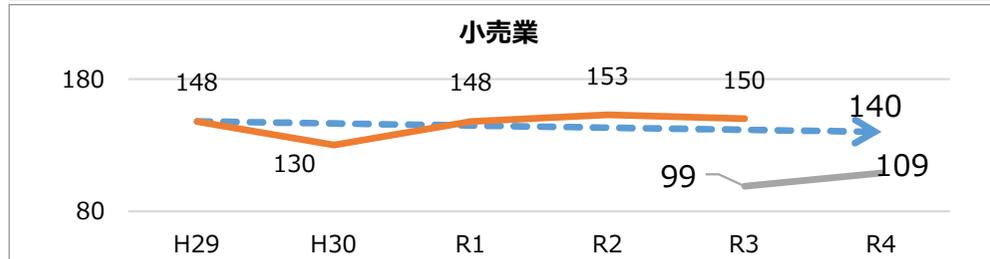
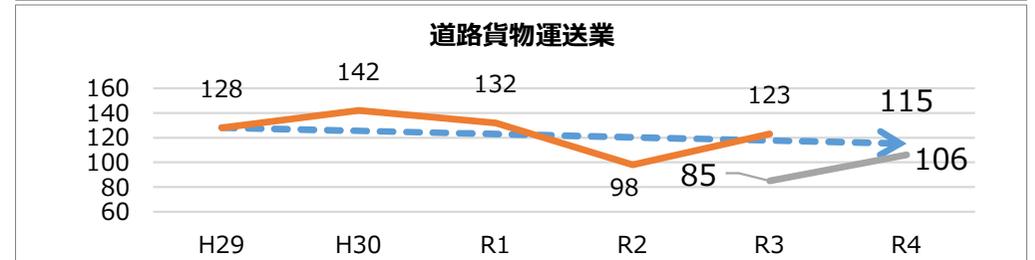
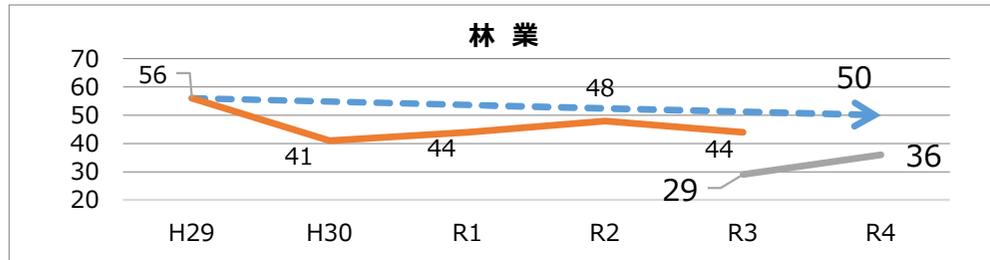
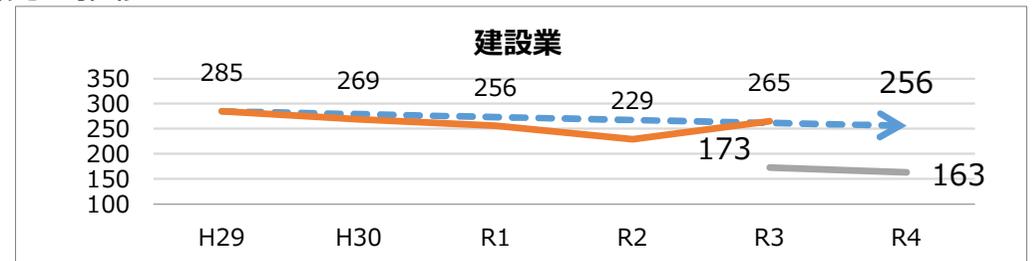
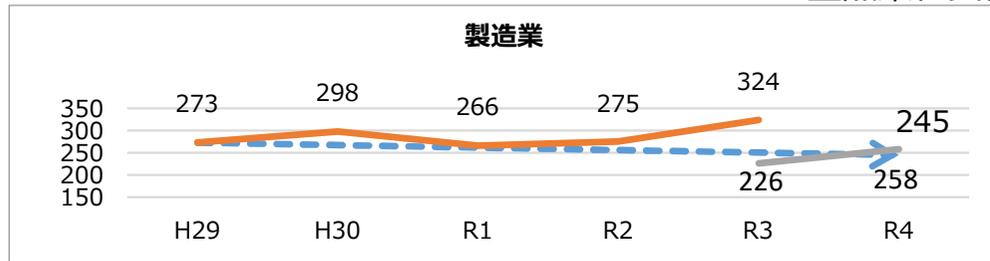
P 21~22

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

● 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

| 年 | 第12次労働災害防止計画 | | | | | 第13次労働災害防止計画 | | | | | |
|---------|--------------|-------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|-------|-------------|-------------|
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R3 (9月末) | R4 (9月末) |
| 死傷者数(人) | 1,458 | 1,478 | 1,316 | 1,305 | 1,353 | 1,351 | 1,377 | 1,358 | 1,530 | 1,011 | 1,279 |
| 死亡(人) | 19 | 26 | 21 | 19 | 23 | 16 | 8 | 16 | 23 | 13 | 16 |

重点業種災害発生推移



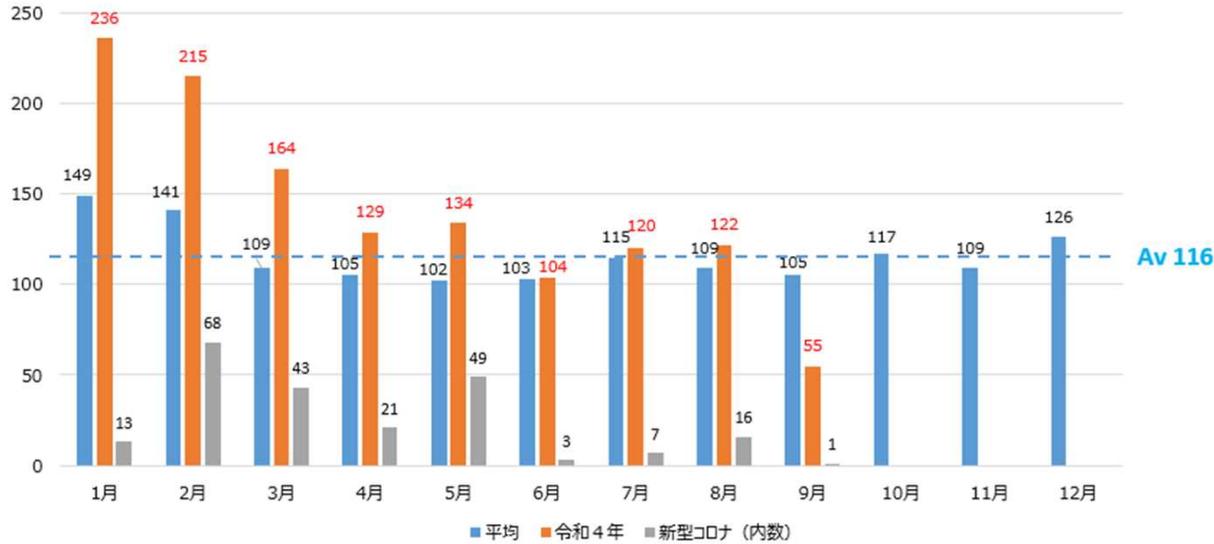
青色破線→12次防減少計画線 オレンジ実線→各年確定死傷者数 灰色実線→R3年9月末速報値とR4年9月末速報値の比較

3 誰もが働きやすい職場づくり

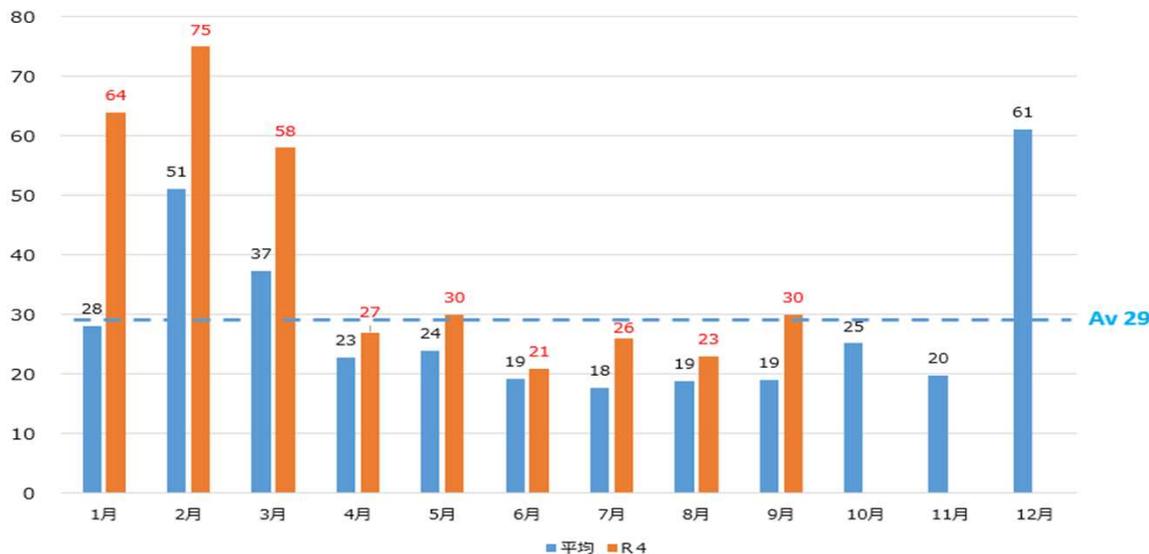
1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 21~22

令和4年月別労働災害発生件数と過去10年平均の比較



令和4年月別転倒災害と過去10年間平均の転倒災害



第13次労働災害防止計画の進捗

目標：死亡者数16人以下
死傷者数1285人以下

- 全産業について
 - ・令和4年9月末現在の死亡者数は16人、死傷者数は1279人となり13次防の目標値達成は極めて困難な状況となっている。
 - ・令和4年において労働災害が急増している要因としては、冬期間における転倒災害の増加と新型コロナウイルス感染症の増加があげられる。
- 重点業種（前ページのグラフ）
 - ・建設業は13次防減少計画線に沿った推移を見せており、また、本年も前年同期比で減少していることから、目標の達成が見込まれる
 - ・林業は13次防減少計画線を下回る推移も見せていたが、本年は前年同期比で増加しており、目標達成が微妙な状況である
 - ・社会福祉施設は13次防減少計画線を上回る推移が続いており、本年においても前年同期の2倍を超えており、既に目標値を上回っている。
 - ・その他の業種についても13次防減少計画線を上回っており、また、令和4年においても前年同期を上回っていることから、目標の達成は困難な状況。
- 令和4年上期の労働災害
 - ・全産業の労働災害については、右上のグラフのとおり1月から3月にかけて前年を大きく上回った。2月、3月の増加数は、新型コロナウイルス感染症による労働災害の件数とほぼ同じとなっており、新型コロナウイルス感染症による増加。
 - ・1月の増加については右下のグラフのとおり、転倒災害が例年の2倍以上発生したことによる要因が大きい。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P22~23

● 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

石綿事前調査報告

| 盛岡 | 宮古 | 花巻 | 釜石 | 一関 | 二戸 | 大船渡 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 1,325 | 148 | 808 | 129 | 371 | 195 | 122 | 3,098 |

石綿含有建材調査者講習実施状況

| | 建災防 | 基準協会 | 計 |
|------|-----|------|-----|
| 実施回数 | 8 | 3 | 11 |
| 受講者数 | 427 | 105 | 532 |

上期における実施状況

○令和2年に改正された石綿則について、県内の関係機関に対し文書指導を行ったほか、建設工事関係者連絡会議において、改めて周知を図った結果、解体工事における石綿事前調査については、9月末時点で3,098件の報告がなされた。

○来年度から施行される石綿調査者については、講習機関に対し受講機会の拡充を要請した結果、コロナ禍の現状の中ではあるが、8月末時点で11回の開催となり、532人が受講している。

○改正特化則について、改正内容等について関係機関に対し文書により周知を図った。

○全国労働衛生週間準備期間（9月）を中心に開催される集団指導において改正特化則について周知を図った。

職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかでない物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

下期への対応

○改正石綿則については、関係者が集まる集団指導などの機会に周知を図るほか、監督署における個別指導、再生砕石パトロールなどの機会をとらえて引き続き周知に努める。

○改正特化則については、10月に実施される全国労働衛生週間を活用した周知を図るほか、化学物質を使用している事業場に対する個別指導の際に適切に周知を図る。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる職場づくり

P 23

新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償

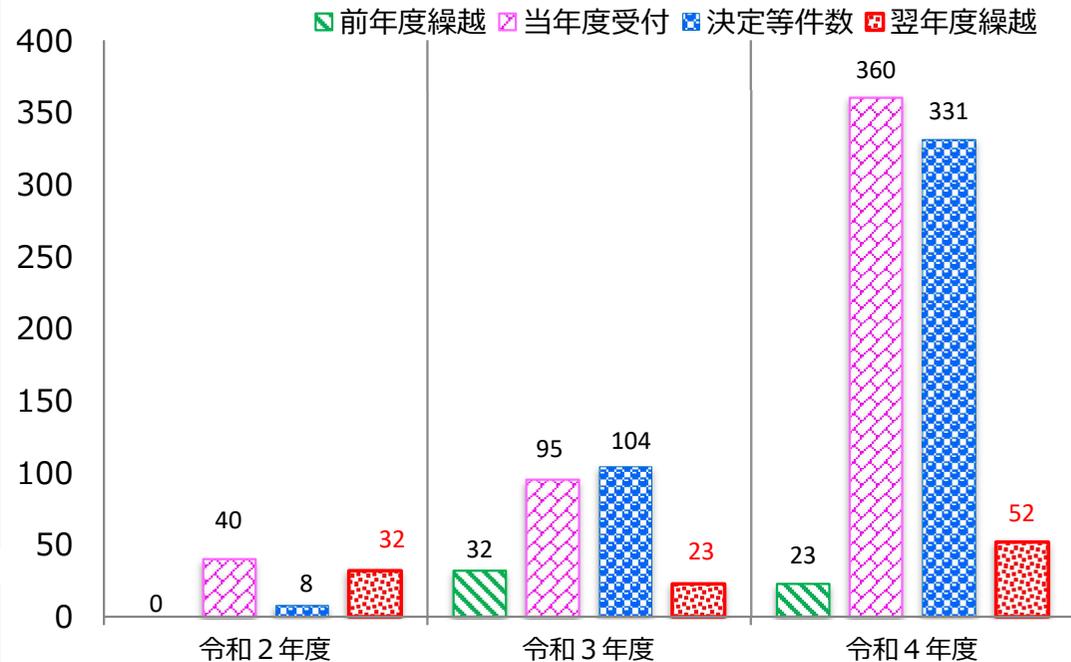
上期における実施状況

- 新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、認定基準等に基づき、迅速かつ的確な調査及び認定を行った。
- 新型コロナウイルス感染症の労災請求に関する請求勧奨リーフレットを岩手労働局ホームページに掲載したほか、（公財）岩手労働基準協会が発行する機関誌の「基準情報岩手」に労災保険の取扱いに係る記事を掲載し広報を行った。
- 岩手県ほか、県内各市町村あて新型コロナウイルス感染症の労災補償に係るリーフレットの配置やホームページへの掲載及び広報誌への記事の掲載など周知等の協力依頼を行った。
- 労働者等から相談があった場合には懇切丁寧に対応するとともに、労災補償については、認定基準等に基づき、迅速・的確な調査を行った。

下期への対応

- 新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、認定基準等に基づき、迅速かつ的確な調査及び認定を行う。
- 労働者等から相談があった場合には懇切丁寧に対応するとともに、集団感染が発生した事業場が確認された場合には、事業場に対する請求勧奨を確実に実施する。

新型コロナウイルス感染症労災請求等状況
(令和4年度は9月末現在速報値、翌年度繰越は翌月繰越)



【業種内訳】（請求受付）

| | | | | |
|-------|---------|------|--------|-----|
| 令和2年度 | 医療・介護事業 | 35件 | その他の事業 | 5件 |
| 令和3年度 | 医療・介護事業 | 77件 | その他の事業 | 18件 |
| 令和4年度 | 医療・介護事業 | 317件 | その他の事業 | 43件 |

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる職場づくり

過労死等事案に係る迅速かつ公正な労災認定

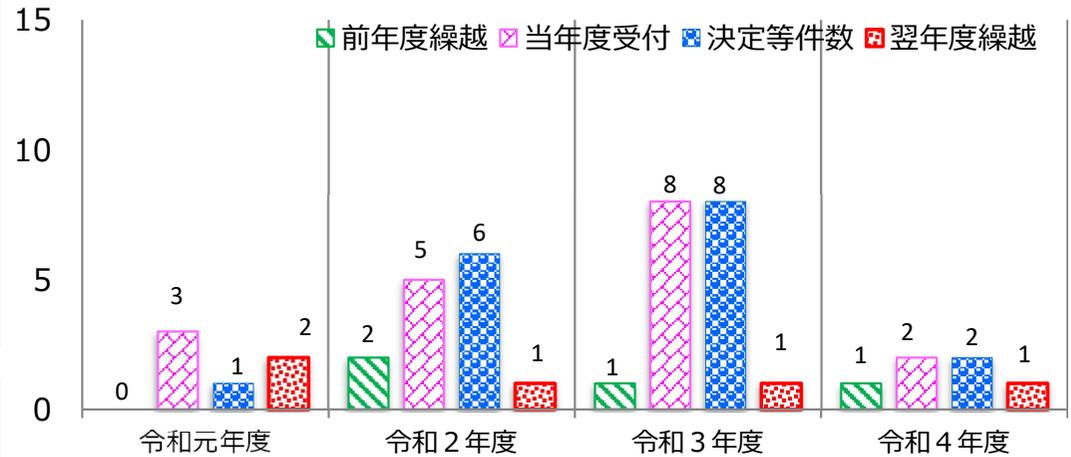
上期における実施状況

- 署における効率的な調査計画の策定及び管理者による的確な進行管理の徹底並びに局からの具体的な指示・助言のほか、過労死等事案などに係る労災請求が増加した署に対して、局が支援に入り、局・署が連携して組織的な業務処理体制を構築の上調査を行った。
- 長時間労働を訴える事案については、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報の共有を図り、密接に連携して対応した。

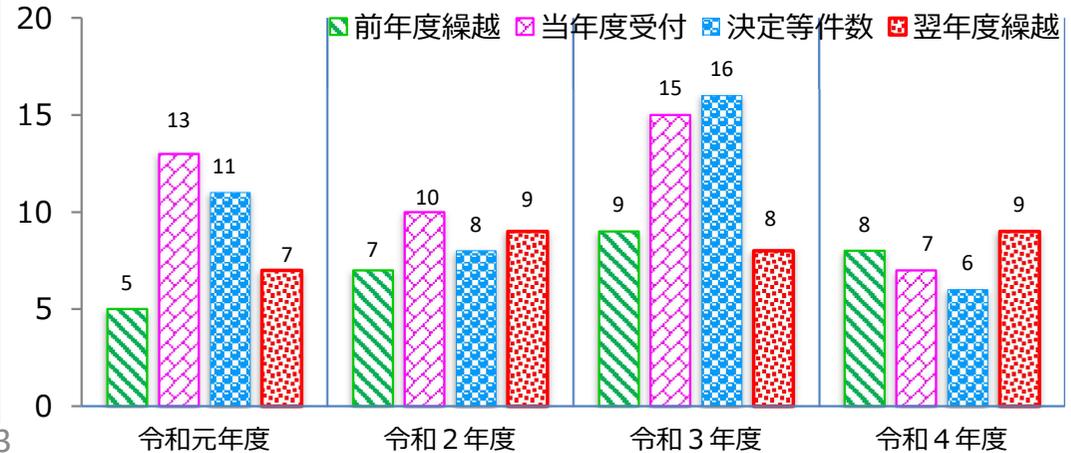
下期への対応

- 精神障害事案は、パワハラ等の対人関係のトラブルを訴える事案や既往歴が認められる事案が増加しており、具体的な出来事等の事実認定に係る調査が難航するケースが多いことから、署における効率的な調査計画の策定及び管理者による進行管理の徹底並びに局からの指示・助言のほか、労災請求が増加した署に対して局が支援に入るなど、引き続き、局と署が一体となった組織的な業務処理体制の下、迅速かつ的確な調査を行う。
- 過重労働を訴える事案については、労働時間を把握するための客観的な資料がない場合もあり、長時間労働の事実認定に係る調査が難航するケースもあることから、引き続き、労災担当部署と監督担当部署間で必要な情報共有を図り、密接に連携して対応する。

脳・心臓疾患
(※ 令和4年度は9月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



精神障害
(※ 令和4年度は9月末現在、翌年度繰越は翌月繰越)



3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 24

総合的なハラスメント対策の推進

●男女雇用機会均等法に関する相談状況（9月末現在）

| 内 容 | 件数 |
|--------------|-----|
| セクシュアルハラスメント | 83 |
| 妊娠・出産等ハラスメント | 17 |
| 合 計 | 100 |

●育児・介護休業法に関する相談状況（9月末現在）

| 内 容 | 件数 |
|----------|----|
| 育児ハラスメント | 14 |
| 介護ハラスメント | 5 |
| 合 計 | 19 |

●労働施策総合推進法に関する相談状況（9月末現在）

| 内 容 | 件数 |
|----------|-----|
| パワハラ防止措置 | 273 |
| 相談不利益 | 11 |
| その他 | 27 |
| 合 計 | 311 |

●ハラスメント防止に関する講習会等の状況（9月末現在）

| 開 催 場 所 | 回数 |
|---------|----|
| オンライン | 5 |
| | |
| | |
| | |

中小企業の事業主の皆さま

労働施策総合推進法に基づく
「パワーハラスメント防止措置」が
中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

上期における実施状況

- 労働局及び各監督署に設置している「総合労働相談コーナー」に寄せられた各種ハラスメントに関する相談に対し助言・指導や事業所訪問においてハラスメント防止措置をするよう指導を行った。
- 職場におけるハラスメント防止対策について、企業向けオンライン説明会において周知を図った。

下期への対応

- 主催等問わず、ハラスメント防止に関する講習会等での説明を積極的に実施する。
- 職場におけるハラスメント撲滅の機運醸成を目的として、12月の「職場のハラスメント撲滅月間」において集中的な周知啓発を行う。
- 引き続きハラスメント防止措置に関する違反企業を把握した場合には、適切な是正指導を行う。

3 誰もが働きやすい職場づくり

1 安全で健康に働くことができる環境づくり

P 24

総合労働相談に対する適切な対応

●個別労働関係紛争に関する相談状況（9月末現在）

| 内 容 | 件数 (%) | 内 容 | 件数 (%) |
|----------|------------|---------|--------------|
| いじめ・嫌がらせ | 584 (21.0) | 賠償 | 66 (2.4) |
| 自己都合退職 | 398 (14.3) | 労働条件 | 55 (2.0) |
| 退職勧奨 | 206 (7.4) | 出向・配置転換 | 22 (0.8) |
| 解雇 | 206 (7.4) | その他 | 1,156 (41.6) |
| 雇用管理改善 | 86 (3.1) | 合 計 | 2,779 (100) |

●助言・指導及びあっせん状況（9月末現在）

| 内 容 | 件数 |
|-------|----|
| 助言・指導 | 30 |
| あっせん | 20 |

上期における実施状況

- 労働者からの相談に対し、助言・指導やあっせん等を活用し、紛争解決を行った。
- 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催し、関係機関との連携について確認した。

下期への対応

- 引き続き、さまざまな労働相談に対し丁寧な対応を行い、紛争解決援助制度を活用して早期の解決を図っていく。
- 合同労働相談会の開催など関係機関との連携を図っていく。

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同の

労働相談会

日時：**10月2日（日）**
10:00～15:00（受付終了14:00）
会場：アイーナ（受付場所：8階 会議室805）
内容：弁護士、特定社会保険労務士、岩手県労働委員会委員などが
パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金等の労働条件引下げなど
労働問題全般に関して労働者や事業主などからの相談をお受けします。

◎相談は無料です。（弁護士の相談を無料で受けるには、収入等の要件を満たす必要があります。）
◎完全予約制ではありませんが、予約している方が優先になります。
予約電話番号 **0120-610-797**（平日 8:30～17:15 岩手県労働委員会事務局）
◎新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、中止や延期となる場合があります。

相談会に来られない方はお電話で！
10月2日（日）
9:00～16:00
☎ **0120-980-783**
携帯電話からは019-604-3002
（岩手労働局の職員が対応します。）

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催
岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス岩手）、岩手県社会保険労務士会
岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室、岩手労働局

（裏面もあります）

3 誰もが働きやすい職場づくり

2 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 24~25

賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金申請状況

通常コース

| | 令和4年9月末 | 令和3年9月末 | 令和3年度計 |
|--------|---------|---------|--------|
| 交付申請件数 | 47 | 53 | 83 |
| 交付決定件数 | 22 | 20 | 69 |

特例コース ※受付開始R4.1.13 (賃上げ対象期間R3.7.16~R4.12.31)

| | 令和4年9月末 | 令和3年9月末 | 令和3年度計 |
|--------|---------|---------|--------|
| 交付申請件数 | 0 | - | 5 |
| 交付決定件数 | 4 | - | 1 |

上期における実施状況

- 制度の活用促進のため下記のとおり周知協力依頼の文書要請を行った。
地方公共団体 (34)、労働組合 (2)、経営者団体・商工団体 (38)、業種・業界団体 (186)、報道機関 (21)
- 県内事業場1,060社にダイレクトメールを発送し直接的な周知活動を行った。
- 当局が所掌する助成金制度をまとめた「岩手労働局における事業主に対する支援策について」(リーフレット)を作成し周知広報を行った。
- 最低賃金引上げの周知に併せ、文書及びリーフレットにより周知を行った。

- 岩手労働局における事業主に対する支援策について (リーフレット)

3. 新型コロナウイルスの影響により仕事を休む労働者への支援策

3.1. 最低賃金・賃上げを行う場合の支援策

3.2. 新型コロナウイルスの影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いをうけることができなかった労働者に対して支援金を支給。

3.3. 新型コロナウイルスの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に、出向元・先の事業主に対して労働者の賃金の一部等を助成。

- 業務改善助成金 (R4.9.1拡充版)

業務改善助成金での時給計算の仕方

特例コース 業務改善助成金

通常コース 業務改善助成金

賃上げ引上げ 4年 業務改善助成金 R4.9/1 拡充版

通常コース 助成率最大90% 申請締切 R5/1/31 (金)

特例コース 助成率50% 申請締切 R4/12/31 (金)

この労働者たちの時給をこれから30円以上引き上げたい。

生産性向上を図るような設備投資をこれからのためと考えている。

下期への対応

- 引き続き助成金の活用について周知するとともに、各種会合等の機会をとらえ、制度説明及び周知に努める。
- 最低賃金引上げに関する当局所掌の助成金の他、東北経済産業局とタイアップし「事業再構築補助金(最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠)」を加えた「賃金引上げに関する助成金・補助金のご案内」(リーフレット)を作成し周知広報を行うことで調整中。

3 誰もが働きやすい職場づくり

2 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 24~25

最低賃金制度の適切な運営

上期における実施状況

- 最低賃金審議会の運営に当たり、公労使の議論を深められるよう積極的に情報収集を行い、審議会委員に対して提供を行うなど最低賃金審議会の円滑な審議運営に努めた。
- ポスター及び各種リーフレットを送付し、県内全33市町村広報誌への掲載を依頼、県内の行政機関、商工団体、労働者団体、使用者団体、事業者団体及び教育機関等に広報依頼を行った。（最低賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金の広報等については、前頁に掲載）

下期への対応

- 特定(産業別)最低賃金の審議についても、経済動向及び地域の実情などを踏まえた調査審議が円滑に行われるよう、積極的に情報収集を行い、審議会委員に対して提供を行う。
- 岩手県最低賃金について、特定(産業別)最低賃金の改正決定に併せ、再度マスコミへの発表を行うとともに、岩手県及び各市町村広報誌（紙）へ記事掲載依頼を行う。
- 最低賃金の履行確保を図るため、令和5年1月から3月までの間に最賃監督を実施する。

知っていますか? 自分の最低賃金

岩手県 最低賃金

854円

時間額

令和4年 10月20日から

前年比 **33円UP**

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ!

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

WEBで
確認!
最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saitteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは岩手労働局または最寄りの労働基準監督署へ
岩手労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/wate-roudoukyoku/>

業務改善
助成金
最大
600万円
を助成

3 誰もが働きやすい職場づくり

2 賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進

P 25

家内労働対策の推進等

上期における実施状況

- 家内労働委託者あて「家内労働のしおり」及び「家内労働あんぜんサイト」を送付し、家内労働手帳の交付など家内労働を委託する際に必要な手続き、災害防止対策について周知を図った。
- 改正既製洋服製造業最低工賃について、家内労働委託者に対して「岩手の最低工賃(最低工賃金額表)」を送付し、また、HPへの掲載、関係団体広報誌への掲載依頼を行うなど周知広報を行った。



下期への対応

- 委託者に対し、家内労働手帳の交付、委託条件の明確化、危害防止措置の徹底等について、監督指導等機会あるごとに制度の指導・周知を行う。

3 誰もが働きやすい職場づくり

3 治療と仕事の両立支援

P 25~26

治療と仕事の両立支援に関する取り組みの促進

両立支援アクションプラン

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|--|----------------------|-------|--------------------|------------|
| 各種施策の周知 | 地域版パンフレット等の作成[更新](事務局、産保) | | | | |
| | ガイドライン、パンフレット等を活用した周知・啓発(事務局、構成員) | | | | |
| | HP、広報誌などへの掲載(事務局、構成員) | | | | |
| | 構成員の属する各機関等の総会、会議などでの周知(事務局、構成員) | | | | |
| | 両立支援コーディネーターの基礎研修の周知【開催 労働者健康安全機構】 | | | | |
| 研修会の開催 | 年間計画に基づく産保センターでの研修【両立支援コーディネーター対象研修含む】 | | | | |
| | 構成員の属する各機関等での研修【産保 講師派遣】 | | | | |
| 好事例の収集 | 好事例の収集(事務局、構成員) | | | | |
| 検証及び見直し | 両立支援認知度のアンケート調査の実施 | アンケート結果の共有と次年度計画等の検討 | | 両立支援認知度のアンケート調査の実施 | アンケート結果の共有 |
| | 推進チーム会議の開催(事務局)【第1四半期】 取組状況の共有、取組の連携、結果の共有、運営に関する事項 等 | | | | |
| 情報の共有 | 関連イベントの開催案内などの共有【周知協力】 | | | | |



上期における実施状況

○6月21日に令和4年度岩手県地域両立支援推進チーム会議を開催し、初めての取組として、5か年計画のアクションプランを作成し、制度の周知、ガイドラインの周知、コーディネーターの養成について取り組む事項を明確化した。

○両立支援の好事例集作成を見据え、県内において両立支援に先進的に取り組んでいる事業場を訪問し、好事例の収集を行った。

下期への対応

○アクションプランに基づき、岩手産業保健総合支援センターと連携し、両立支援の認知度等に関する企業アンケートを実施する。

○引き続き、両立支援推進チーム構成員と連携の上「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「企業・医療機関連携マニュアル」及び「治療と仕事の両立支援助成金」の周知を図る。

4 広報の取組みについて

○岩手労働局では、施策の発信力を強化するため、広報について様々な取組を行っています

SNSの活用

- Facebook公式アカウント
ハロートレーニング、岩手労働局採用情報
- Twitter
ハロートレーニング、ハローワーク盛岡菜園庁舎
※ 岩手県のPRキャラクター「わんこきょうだい」と「ハロトレくん」のコラボで発信力強化。
- LINE
ハローワーク宮古マザーズコーナー、ハローワーク北上マザーズコーナー

テレビ・ラジオ・新聞等の活用

- ハローワークの利用案内、イベント情報等を紹介。(IBCラジオ、7～12月の土・日曜日)
- ハロートレーニング、テレビCM(テレビ岩手、11～1月計45回放映予定。)
- 各マスコミへのイベント等の取材依頼(労働災害防止団体等に緊急要請、林業現場の安全パトロール等)
- 岩手県最低賃金について、県内全市町村へ広報誌掲載を依頼。
- 当局が所掌する助成金制度をまとめた判りやすいリーフレットによる周知広報。

各監督署・安定所独自の取組

- 待合室モニターに訓練案内の独自スライドを表示(ハローワーク大船渡)
- 「見える」あんぜん事例集による職場における危険性や有害性の可視化(花巻署、大船渡署)

※その他

- 記者懇談会では、資料を前日配付することでより踏み込んだやり取りが行われている。
- フォトレポートにより、最新の活動情報を発信している。
- 関係省庁とタイアップした賃金引上げに関する助成金・補助金のリーフレットを作成し周知広報を行うことで調整中。

局HPフォトレポート

労働災害防止団体等に緊急要請
(R4.4.20)



林業現場の安全パトロール
(R4.6.16)



事例集の作成(花巻監督署)



LINE(マザーズコーナー)



Twitter(HW盛岡菜園庁舎)



Twitter(ハロトレ)

